
外来種被害防止行動計画 第2版 概要



外来種被害防止行動計画 策定・改定の経緯



- 2010年「愛知目標」採択を機に、環境省・農林水産省・国土交通省で2015年に「**外来種被害防止行動計画**」を作成した。
- 2022年「昆明・モンリオール生物多様性枠組」採択を機に、生物多様性国家戦略2023-2030や外来種対策に係る最新の国内・国外動向を踏まえ、**2024年度に改定**。

- 2010.10 **愛知目標** 採択（生物多様性条約第10回締結国会議（COP10））
- 2012.9 **生物多様性国家戦略2012-2020** 閣議決定
- 2015.3 **外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト** 策定

2019年に「IPBES※生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書（2019）」が発刊、以下のとおりに報告された

生物多様性の損失を引き起こす直接的な要因：① 陸と海の利用の変化 ② 生物の直接的採取 ③ 気候変動 ④ 汚染 ⑤ **外来種の侵入**

※生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）生物多様性や生態系サービスの現状や変化を科学的に評価し、対応策や政策オプションを含む報告書を作成



- 2022.12 **昆明・モンリオール生物多様性枠組** 採択
（生物多様性条約第15回締結国会議（COP15））

2030年ミッション『自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる』が設定された

- 2023.3 **生物多様性国家戦略2023-2030** 閣議決定

「2030年までに、『**ネイチャーポジティブ**：自然再興』を実現する。」が目標として設定された

- 2023.4 **改正外来生物法全面施行** ※改正法成立は2022.5

2023年9月に IPBESにより「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書」が公表され、以下のとおり指摘を受けた。

侵略的外来種とその影響は今後も増加し続けると予想され、侵入予防及び早期対応の重要性が指摘された。



- 2023.9 **TNFD最終提言v1.0が公開**
- 2025.3 **「外来種被害防止行動計画 第2版」策定**
- ~2026.3 **新生態系被害防止外来種リスト** 策定予定

- 現行計画期間では、外来種による被害の把握、経路の特定、優先順位付け等を経て、外来種対策への着手するも、外来種による被害の拡大や新規外来種の侵入・導入は継続している状況であり、抜本的な対策強化が必要。
- 最新の被害等の状況に応じて対策の優先順位を見直し、より多くの人材、知見等を導入することが今後の課題。

2015

現行の外来種被害防止行動計画を策定

- 当該計画の目標は「2020年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される」

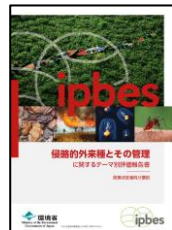
2023

目標の達成状況

- ① 目標達成に向けての行動に概ね着手・**進展が見られる**。
- ② 国単位では、侵略的外来種に関して優先順位付がなされている。また、**優先度が非常に高い種については制御が図られている他、根絶事例もある**。
- ③ 地域単位でも、国単位での優先度に応じて**実施可能な対策に着手**しており、**根絶事例もある**。

一方、定着済みの種について、分布や被害の拡大を防げていない種がある。
+ 新たに侵入し、生態系等への脅威となり得る種もある。

世界的議論からの示唆



「IPBES侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書（2023）」政策決定者向け提言

- 最も費用対効果の高い管理手法は、**侵入予防**及び**早期対応の体制整備**。
- 外来種の侵入管理に係る進歩は、国際的・地域的メカニズム間の調整と協力の強化、国家実施戦略の策定、多様な関係主体やセクターの参画推進による。

外来種被害防止行動計画 第2版の全体像

- 第2版は、外来種対策の抜本的推進に向け、**対策の対象種や目標を明確化し、より多くの主体による実質的な対策**を誘起する計画とする。

目指すべき姿と全体目標

目指すべき姿：2030年までに、国内の生態系等に負の影響を軽減し、ネイチャーポジティブの実現に貢献する。

全体目標：未定着の種の定着を予防し、定着した種を拡大させない。定着初期の種を根絶させる。

行動計画のテーマ：外来種対策を担う全ての主体による外来種対策の実践を促す

目標達成のための6つの行動（総論）を設定

1. 対策優先度を踏まえた防除計画の策定

2. 外来種対策の実行

3. 対策に係る普及啓発及び
対策主体としての人材育成・活用

4. 情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進

5. 国際連携・国際貢献等

6. 外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策

8つの行動主体について役割と具体的な行動を設定

1. 国

2. 地方公共団体

3. 国民

4. 民間企業・団体

5. 研究機関・団体

6. 教育機関

7. 生物展示施設

8. メディア等発信者

目指すべき姿、本計画の目的及び目標の詳細



目指すべき姿

2030年までに、**外来種による負の影響を軽減し、ネイチャーポジティブの実現に貢献する。**

全体目標

未定着の種の**定着を予防**し、定着した種を**拡大させない**。定着初期の種を根絶させる。

具体目標

国

国内に定着していない
外来種の
定着予防に係る目標

「侵入・定着防止外来種」のうち
特定外来生物（※）

✓ 国内定着を防止する。

（※）上記には、新生態系被害防止外来種リストに未掲載であるものの国内定着の未然防止の観点から新たに特定外来生物に指定された種を含む。

「侵入・定着防止外来種」のうち
特定外来生物でない種

✓ 新規定着種類数を50%以下に抑える。

国内に定着した外来種
の防除に係る目標

特定外来生物

✓ 分布拡大を防ぐ。

そのうち特定の種

✓ 個別に設定した管理目標を達成する。

✓ 定着初期の種について、国内での根絶達成を図る。

普及啓発に係る目標

✓ 外来種問題についての認知度向上を図る。

地域単位

✓ 外来種の**侵入・定着、被害等の状況を把握**する。

✓ 地域内に未定着であり生態系等に被害を及ぼし得る外来種について、**地域内定着を防ぐ**。

✓ 地域内に定着した種について、対策優先度を整理の上、**具体的な目標を設定し、その達成**を図る。

✓ 定着初期の種については、**地域内での根絶達成**を図る。

✓ 全ての都道府県において、リスト、条例等により**対策優先度が整理**されている。

国単位の目標・指標について

- 国単位での目標・指標については、「生態系被害防止外来種リスト」のカテゴリと関連して設定。

目標

定着していない外来種の定着予防

- 「侵入・定着予防外来種」のうち特定外来生物について、**国内定着を防止する。**
- 「侵入・定着予防外来種」のうち特定外来生物でない種については、前計画の目標達成期間（2015年3月～2020年末）の定着種類数に対して、**50%以下**とする。

定着した外来種の防除

- 特定外来生物等について、**分布域を広げない。**
- 負の影響が特に大きな種、及び「総合対策外来種」のうち生物多様性の保全上の重要度が高い地域に定着する種について、**具体の管理目標を定め、それを達成する。**
- 定着初期の種について、**国内での根絶達成を図る。**

指標

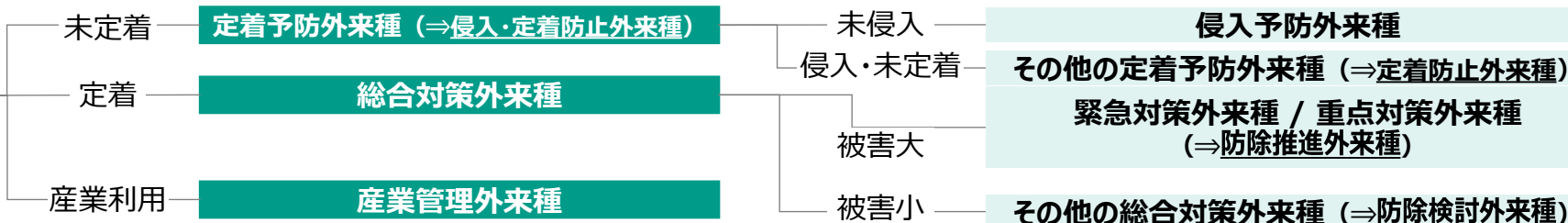
- 「侵入・定着予防外来種」で特定外来生物、リスト外で特定外来生物に指定された種の定着数（=0）
- 「侵入・定着予防外来種」で特定外来生物以外の定着進捗（定着数の前期間比）（ $\leq 50\%$ ）

$$\frac{\text{[新リスト「『侵入・定着予防外来種』であり特定外来生物でない種』のうち定着した数（2025～2030）]}}{\text{[現行リスト「『定着予防外来種』であり特定外来生物でない種』のうち定着した数（2015～2020）]}} \leq 1/2$$

- 特定外来生物、リスト外で特定外来生物に指定された種のうち、**分布拡大しなかった種数**（2025年3月以降に「新たに分布が確認された市区町村数」=0である種数をカウント）
- 管理目標を設定した種について**達成した種割合**（=100%）
- 国内での**根絶を達成した事例数**

「生態系被害防止外来種リストのカテゴリ」※（）内の記載は改定後リストでの呼称（案）

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種



6つの行動（総論）と主な関係主体

■ 行動実施に当たって強化すべきポイントを踏まえ、目標達成のための行動として総論的な6つの行動を設定。

強化すべきポイント	行動			
<p>不足 1</p> <p>地域単位での計画的な外来種対策の不足</p>	<p>行動 1</p> <p>対策優先度を踏まえた防除計画の策定</p> <hr/> <p>国 地</p>	<p>【凡例】</p> <p>国 …… 国</p> <p>地 …… 地方公共団体</p> <p>国民 …… 国民</p> <p>民間 …… 民間企業・団体</p> <p>研 …… 研究機関・団体</p> <p>生 …… 生物展示施設</p> <p>教 …… 教育機関</p> <p>メ …… メディア等</p>		
<p>不足 2</p> <p>事業者及び国民の認識の不足</p>	<p>行動 2</p> <p>外来種対策の実行</p> <hr/> <p>国 地 国民 民間</p> <p>研 生 教 メ</p>			<p>行動 3</p> <p>対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成・活用</p> <hr/> <p>国 地 国民 民間</p> <p>研 生 教 メ</p>
<p>不足 3</p> <p>知見の共有体制や防除・管理手法及びその開発の不足</p>	<p>行動 4</p> <p>情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進</p> <hr/> <p>国 地 民間</p> <p>研 生</p>			<p>行動 5</p> <p>国際連携、国際貢献等</p> <hr/> <p>国 国民 民間 メ</p>

8つの対策主体



- 6つの行動の実践主体を8つに整理し、それぞれの役割と具体的な行動を設定。

総合的に外来種対策を推進

国

国内における外来種対策推進のための方針等の作成

各主体による行動の促進に必要な支援

侵入防止外来種や重要地域における侵略的外来種への対策の実施

法令等の運用・整備

外来種対策に資する国際連携の強化

地方公共団体 (都道府県及び市町村)

地域における外来種対策推進のための方針等の作成

国内に定着した特定外来生物への対策の実施

条例の運用・整備

積極的な外来種対策の実施

国民

外来種問題の当事者としての意識の醸成と主体的な対策の実施

各主体による外来種対策への協力

民間企業・団体

外来種対策の実施・協力

外来種対策への専門的な関与

生物展示施設

外来種問題についての研究・教育機関

研究機関・団体

外来種防除における、外来種モニタリングや防除手法、防除の影響等への科学的知見の集積・発展・共有

外来種対策への教育、普及啓発

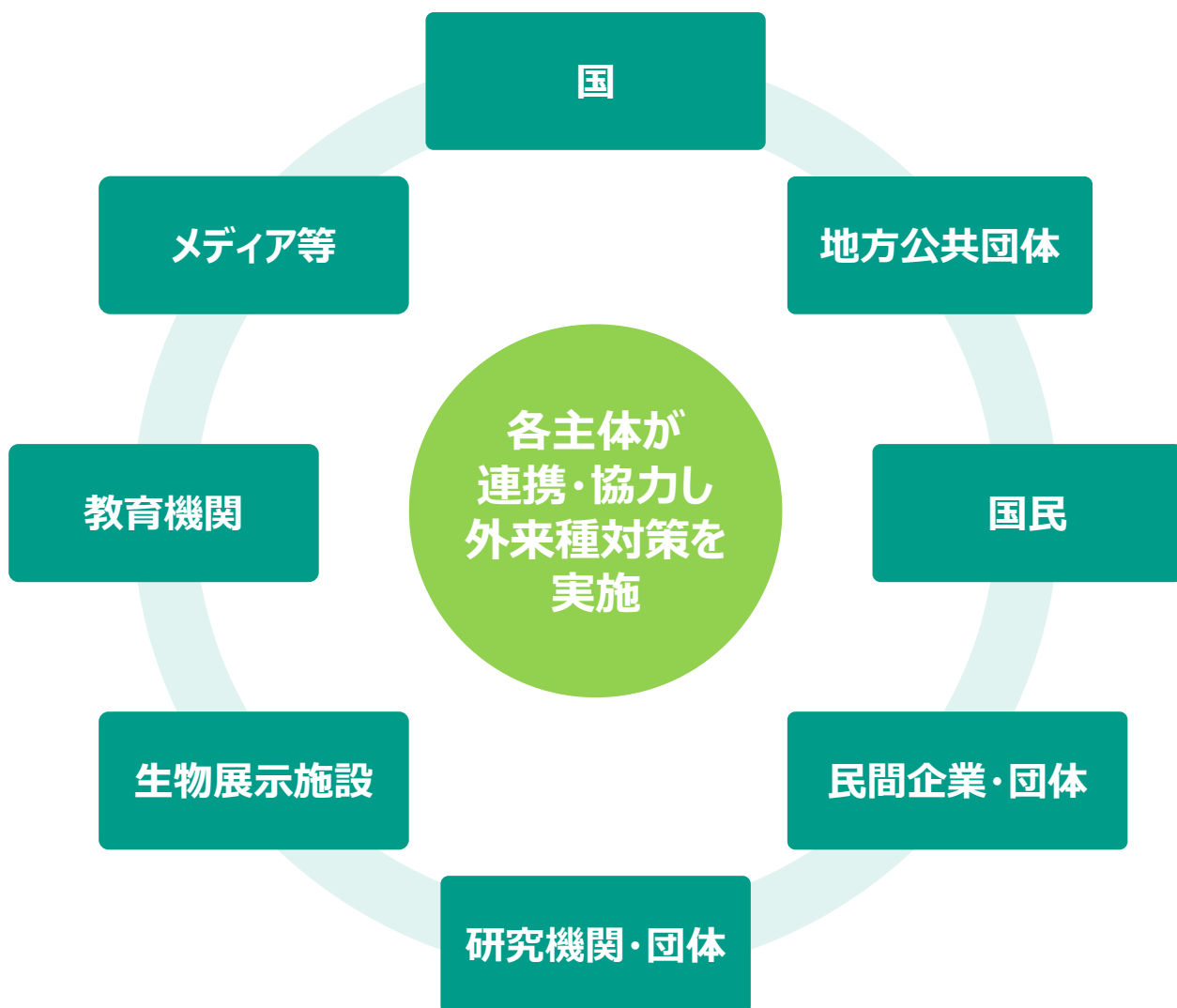
教育機関

外来種問題についての教育主体

メディア等発信者

外来種問題についての普及啓発主体

- 前頁の「実践すべき6つの行動」も含めた外来種対策の実施について、人材、物資、資金、情報等の様々な面で、**各主体が連携・協力**することが、目標の達成に向けて極めて重要である。（各主体の役割詳細は次頁以降）



目標：「未定着の種の定着を予防」
と「定着した種を防除」を達成

ネイチャーポジティブの実現